

長生郡市合併協議準備会会則

(設置及び目的)

第1条 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、長生郡市一体の合併に向けた合併協議推進に関する準備等を行うため、本会を置く。

(名称)

第2条 本会の名称は、長生郡市合併協議準備会（以下「準備会」という。）とする。

(基本方針)

第3条 準備会の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 前回の合併協議会における合意事項は基本的に生かす。
- (2) 前回の合併協議における協議難航事項を調整し、法定協議会等設置後の協議の円滑を図る。
- (3) 各市町村における行財政改革について、認識の共有を図ることで、合併の障害をなくしておく。

(所掌事務)

第4条 準備会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 合併に関する主な協議項目の調整
- (2) (仮称)合併基本構想素案の作成
- (3) 法定協議会等の設置準備
- (4) その他、合併協議の推進に必要な事項

(組織)

第5条 準備会は、7市町村の長及び議会議長をもって組織する。

2 準備会に千葉県総務部市町村課市町村合併担当課長を助言者として置く。

(役員)

第6条 準備会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 前項に規定する役員は、互選によって選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、準備会の目的を達成するまでとする。

2 任期中に役員が欠けた場合は、前条第2項の規定により再度役員を選出する。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 準備会の会議 (以下「会議」という。) は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(市町村長、議会議長及び助言者以外の者の出席)

第 10 条 会長は、必要に応じて 7 市町村の長、議会議長及び助言者以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 11 条 準備会に提案する事項について、協議又は調整するため、準備会に幹事会を置く。

2 幹事は 7 市町村の長が指定した者をもって充てる。

(事務処理)

第 12 条 準備会の事務処理は、7 市町村及び千葉県が共同で行う。

2 会議の日程調整等、会の運営に必要な庶務は、会長市町村において行う。

(補則)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、準備会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 18 年 11 月 2 日から施行する。